

## 和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者（児）の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護等を提供するため、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）」に定める研修等を実施し、必要な知識及び技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業（以下「事業」という。）の実施主体は、県又は別途定める要件を満たすものとして県が指定する居宅介護従業者等養成研修事業の実施者とする。ただし、県は事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

(研修課程及び受講対象者)

第3条 事業に係る研修課程及び受講対象者は、次のとおりとする。

課 程	研修時間	受講対象者
居宅介護職員初任者研修課程	134時間	居宅介護事業もしくは在宅・施設を問わず障害福祉サービスの業務に従事しようとする者、又は従事している者
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	50時間	居宅介護従業者もしくは障害福祉サービス業務従業者の基礎として受講を希望する者
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	12時間	重度訪問介護事業に従事することを希望する者
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	10時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望し、基礎課程を修了した者。ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。
重度訪問介護従業者養成研修統合課程	20.5時間	重度訪問介護事業に従事することを希望する者
全身性障害者移動支援従業者養成研修課程	16時間	下記①から③のいずれかに該当する者。
知的障害者移動支援従業者養成研修課程	19時間	① 居宅介護職員初任者研修若しくは障害者居宅介護従業者基礎研修修了者又は修了予定者
精神障害者ホームヘルパー養成特別研修課程	9時間	② ①に相当する研修修了者又は修了予定者
同行援護従業者養成研修一般課程	28時間	③ 介護福祉士
		同行援護事業に従事する者又は従事することを希望する者

同行援護従業者養成研修応用課程	6時間	同行援護事業にサービス提供責任者として従事する者又は従事することを希望する者
行動援護従業者養成研修課程	24時間	行動援護事業に従事する者又は従事することを希望する者

(研修カリキュラム)

第4条 前条の表の各課程の研修カリキュラム(科目及び研修内容)は、別表第1「和歌山県居宅介護従業者等養成研修カリキュラム」及び別表第2「和歌山県居宅介護職員初任者研修カリキュラム」のとおりとする。

2 講義を通信の方法により実施する場合は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。
- (2) 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
- (3) 面接指導の時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程に係わるものにあつては3以上、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程、知的障害者移動支援従業者養成研修課程、同行援護従業者養成応用課程及び行動援護従業者養成研修課程にあつては1以上であること。
- (4) 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。
- (5) 居宅介護職員初任者研修課程については、別紙第3「通信の方法による研修の実施について」及び別紙第4「居宅介護職員初任者研修課程における通信教育時間数」に掲げる内容を満たしていること。

(研修科目の免除)

第5条 研修実施者(事業の実施者をいう。以下同じ。)は、研修科目の一部又は全部について免除することができるものとする。その対象となる者及び免除の事項は、別表5「保有する資格等により免除できる科目について」のとおりとする。

2 研修科目の免除を受けようとする者は、受講申込の際に、「居宅介護従業者等養成研修科目免除申請書」(別記第1号様式)及び「居宅介護従業者等実務経験証明書」(別記第2号様式)により、申し出なければならない。

3 研修実施者(県を除く。)は研修科目の全科目を免除する場合には、修了証書を交付することはできない。

(研修修了期限)

第6条 各研修課程の修了期限は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護職員初任者研修課程については、原則として8か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、1年6か月以内とする。
- (2) 障害者居宅介護従業者基礎研修については、原則として4か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、8か月以内とする。
- (3) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程については、原則として1か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2か月以内とする。
- (4) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程については、原則として1か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2か月以内とする。

また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあつては、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

- (5) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程については、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。
- (6) 全身性障害者移動支援従業者養成研修課程及び知的障害者移動支援従業者養成研修課程につ

いては、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

- (7) 精神障害者ホームヘルパー養成特別研修課程は、原則として1か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2か月以内とする。
- (8) 同行援護従業者養成研修一般課程については、原則として3か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、5か月以内とする。
- (9) 同行援護従業者養成研修応用課程については、原則として1か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2か月以内に修了すること。また、同行援護従業者養成研修一般課程と同行援護従業者養成研修応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、3か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は6か月以内とする。
- (10) 行動援護従業者養成研修課程については、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

(修了認定)

第7条 研修実施者は、研修カリキュラムをすべて履修した者に対して修了の認定を行い、修了者に対して修了証明書及び修了証明書（携帯用）（別記第3号様式）を交付するものとする。

(補講の実施)

第8条 研修実施者は、やむを得ない事情により研修を欠席した者に対して補講を行わなければならない。補講の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義科目の補講は、当該科目の代替受講、個別指導又はレポートの提出とする。
- (2) 演習（実技講習）科目の補講は、当該科目の代替受講又は個別指導とする。
- (3) 実習科目は、別途日程により当該科目実習を行うものとする。

2 補講は、当該研修実施者が修了期限内に行うものとする。ただし、講義・演習（実技講習）の代替受講は、他の研修実施者が実施する研修の当該科目の受講をもって代えることができる。

3 補講として、レポートの提出又は他の研修事業者が実施する研修での代替受講を行う場合は、各課程の科目数及び時間数の1割を越えて行うことはできない。

4 居宅介護職員初任者研修課程の補講については別に定める。

(修了者名簿の管理)

第9条 研修実施者は、研修修了者について修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、住所及び電話番号を記載した修了者名簿を作成し、管理するものとする。

2 次条により知事の指定を受けた研修事業者は、研修終了後、知事に修了者名簿を提出しなければならない。

3 知事は、前項により提出された修了者名簿を適正に管理するものとする。

(研修事業者等の指定)

第10条 知事は、県内において、類似の研修事業を行う市町村及び民間団体等のうち、別に定める要件を満たすものを、事業を行う研修事業者として指定し、当該研修事業者が行う研修を指定研修として指定することができるものとする。

(その他)

第11条 前条に規定する指定について、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月23日から施行し、改正後の和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業実施要綱の規定は、平成24年度の和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業から適用する。
- 2 和歌山県精神障害者ホームヘルパー養成特別研修事業実施要綱（平成17年制定）は、廃止する。

- 3 この要綱は、平成17年3月3日から施行する。
- 4 障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱（平成14年7月19日制定）及びガイドヘルパー養成研修事業実施要領（平成13年9月21日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業実施要綱の一部を改正する要綱（令和2年4月1日施行）による改正前の別表第1「和歌山県居宅介護従業者等養成研修カリキュラム」【行動援護従事者養成研修課程】に定める内容以上の研修を実施する研修実施者は、当該要綱による改正後の別表第1「和歌山県居宅介護従業者等養成研修カリキュラム」【行動援護従事者養成研修課程】に定める内容を有する研修を実施する研修実施者とみなす。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係） 「和歌山県居宅介護従業者等養成研修カリキュラム」

【障害者居宅介護従業者基礎研修】		50時間 = 25時間 + 17時間 + 8時間	講義	演習	実習	講師要件等
科目名	目的	内容			講師要件等	
<b>I 講義27時間</b>						
<b>1. 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義（3時間）</b>						
サービス提供の基本視点 （3時間）	福祉サービスを提供するにあたっての基本視点を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>QOL（生活の質）等、主要な福祉理念</li> <li>豊かな人間観</li> <li>一生活者としての援助対象の把握、生涯発達の視点、自己実現の視点等</li> <li>他者理解と共感</li> <li>自立支援</li> <li>一経済・身体的自立と精神的自立、役割意識とプライド、能動性・主体性</li> <li>利用者の自己決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士</li> <li>介護福祉士</li> <li>サービス提供責任者</li> <li>各養成校の教員</li> </ul>			
<b>2. 障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）</b>						
障害者（児）福祉の制度とサービス （2時間）	障害者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者自立支援法の理解</li> <li>障害者（児）福祉の背景と動向</li> <li>障害者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容とその役割</li> <li>障害者（児）福祉に関連する制度、施策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士</li> <li>介護福祉士</li> <li>障害者福祉行政担当者</li> <li>障害者（児）施設長、生活支援員、児童指導員</li> <li>各養成校の教員</li> </ul>			
高齢者福祉の制度とサービス （2時間）	介護保険制度を中心とした高齢者保健福祉の制度とサービスについて理解する。 （介護保険制度に関する内容を中心とした講義内容とする。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者保健福祉の背景と動向</li> <li>介護保険制度の概要とサービスの理解</li> <li>その他の高齢者保健福祉の制度とサービスの理解</li> <li>医療・年金・生活保護制度・住宅施策等その他高齢者保健福祉に関連する制度、施策</li> <li>サービス提供と人権擁護（成年後見制度と地域福祉権利擁護事業等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士</li> <li>介護福祉士</li> <li>在宅介護支援センター職員</li> <li>高齢者施設長、生活相談員</li> <li>高齢者福祉行政担当者</li> <li>各養成校の教員</li> </ul>			
<b>3. 居宅介護に関する講義（3時間）</b>						
ホームヘルプサービス概論 （3時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルプサービスの役割と業務を理解する。</li> <li>ホームヘルプサービスに従事する際の職業倫理について理解する。</li> <li>サービス提供における利用者の人権の尊重について理解する。 （職業倫理、人権の尊重について重点的項目として取り上げる。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルパーの職業倫理</li> <li>ホームヘルプサービスの社会的役割</li> <li>ホームヘルプサービスの制度と業務内容</li> <li>チームケアの理解</li> <li>24時間対応巡回型ホームヘルプサービスの理解</li> <li>在宅介護支援センター等関係機関との連携</li> <li>近隣・ボランティア等との連携</li> <li>関連職種の基本知識</li> <li>ホームヘルプサービス業務においてとるべき基本的態度</li> <li>福祉業務従事者としての倫理</li> <li>サービス提供における利用者の人権の尊重、プライバシー保護等 （事例を用いて、理解を深めることが望ましい。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士</li> <li>介護福祉士</li> <li>サービス提供責任者</li> <li>各養成校の教員</li> </ul>			
<b>4. 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）</b>						
サービス利用者の理解 （3時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者（児）、高齢者の心身の特徴と生活像を把握し、援助の基本的な方向性を理解する。</li> <li>障害者（児）、高齢者の家族に対する理解を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者（児）、高齢者の心身と生活像の理解</li> <li>障害者（児）、高齢者への援助</li> <li>障害者（児）、高齢者の家族の理解と援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士</li> <li>介護福祉士</li> <li>サービス提供責任者</li> <li>訪問指導に従事する保健師</li> <li>訪問看護に従事する看護師</li> <li>生活支援員、生活相談員、児童指導員</li> <li>各養成校の教員</li> </ul>			
<b>5. 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）</b>						
介護概論 （3時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する。</li> <li>在宅介護の特徴とすすめ方を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護の目的、機能と基本原則</li> <li>介護ニーズと基本的対応</li> <li>在宅介護の特徴とすすめ方</li> <li>介護におけるリハビリテーションの視点</li> <li>福祉用具の基本知識と活用</li> <li>ターミナルケアの考え方</li> <li>介護者の健康管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士</li> <li>サービス提供責任者</li> <li>保健師又は看護師</li> <li>高齢者又は障害者（児）施設の主任級介護職員又は看護職員</li> <li>各養成校の教員</li> </ul>			
<b>6. 家事援助の方法に関する講義（4時間）</b>						
家事援助の方法 （4時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者（児）、高齢者への家事援助の目的と機能を理解し、その方法を学習する。</li> <li>障害者（児）、高齢者への家事援助に必要な栄養、調理、被服、住居管理等の知識を学習する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家事援助の目的、機能と基本原則</li> <li>家事援助の方法</li> <li>家事援助における自立支援</li> <li>障害者（児）、高齢者と栄養、食生活のあり方</li> <li>調理方法の基本的理解</li> <li>障害者（児）、高齢者への調理技術（味付け、きざみ食等）</li> <li>糖尿病、高血圧等に対応する特別食</li> <li>食品の保存・管理</li> <li>ゴミの始末、調理器具、食器等の衛生管理</li> <li>障害者（児）、高齢者と被服</li> <li>快適な室内環境と安全管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士</li> <li>サービス提供責任者</li> <li>管理栄養士又は栄養士</li> <li>各養成校の教員</li> </ul>			

<b>7. 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）</b>			
医学の基礎知識 （3時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者（児）、高齢者の在宅生活援助に役立つ知識を中心に家庭の医学・在宅看護の基礎知識を理解する。 （介護保険制度の対象となる特定疾病の概要を含む。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法（バイタルサインの発見方法を含む。）</li> <li>・ 感染症の理解と予防</li> <li>・ 身体を観察</li> <li>・ 薬の飲ませ方と保管</li> <li>・ 医療関係制度の基礎知識</li> <li>・ 介護保険制度における特定疾患の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師</li> <li>・ 各養成校の教員</li> </ul>
心理面への援助方法 （2時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者（児）、高齢者の在宅生活援助に関連する心理面への援助方法を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心理面への援助の必要性と方法</li> <li>・ レクリエーション視点と実際</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉士</li> <li>・ 介護福祉士</li> <li>・ 精神保健福祉士</li> <li>・ 臨床心理士</li> <li>・ 心理判定員</li> <li>・ サービス提供責任者</li> <li>・ 訪問指導に従事する保健師</li> <li>・ 訪問看護に従事する看護師</li> <li>・ 生活支援員、生活相談員、児童指導員</li> <li>・ 各養成校の教員</li> </ul>
<b>II 演習（実技講習）17時間 ※ロールプレイ等については、見学のみで修了してはならない。</b>			
<b>9. 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習（4時間）</b>			
共感的理解と基本的態度の形成 （4時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスの利用者の立場に立った理解とサービス提供者としての基本的態度を形成する。 ※ 親密さと無礼の境目（例：幼児語使用）等にも留意して演習のこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロールプレイ等の方法によるサービス提供場面の演習を通して、サービス利用者に対する共感的理解と基本的態度を形成する。</li> <li>・ 訪問・退出時の挨拶</li> <li>・ 傾聴的態度、信頼関係の形成</li> <li>・ 物の処分・移動における言葉かけ</li> <li>・ 銀行入金代行業務や買い物業務時の注意点（レシートの取得等）</li> <li>・ できないことの拒否の仕方</li> <li>・ 助言の仕方</li> <li>・ 認知症高齢者等とのコミュニケーション</li> <li>・ 視覚・聴覚障害者とのコミュニケーション等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉士</li> <li>・ 介護福祉士</li> <li>・ サービス提供責任者</li> <li>・ 保健師又は看護師</li> <li>・ 臨床心理士</li> <li>・ 各養成校の教員</li> </ul>
<b>10. 基礎的な介護技術に関する演習（10時間）</b>			
介護技術入門 （計10時間）  (1) 食事(2時間) (2) 排泄(2時間) (3) 体位変換(2時間) (4) 車椅子への移乗・移動(2時間) (5) 身体の清潔(1時間) (6) 緊急時対応(1時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事、排泄、移動・移乗、その他在宅介護を行うに当たっての基礎的な介護技術を修得する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事の介護</li> <li>・ 糖尿病、高脂血症等に対応する特別食</li> <li>・ 排泄・尿失禁の介護</li> <li>・ 体位・姿勢変換の介護（座位保持・褥瘡への対応を含む）</li> <li>・ 車椅子への移乗、車椅子等での移動の介護</li> <li>・ 身体の清潔（洗髪、清拭、口腔ケア等）の介護</li> <li>・ 緊急時対応（骨折、火傷、てんかん発作、化学物質による中毒、誤嚥による窒息等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士</li> <li>・ サービス提供責任者</li> <li>・ 保健師又は看護師</li> <li>・ 高齢者又は障害者（児）施設の主任級介護職員又は看護職員</li> <li>・ 救急救命士（緊急時対応に関する部分のみ）</li> <li>・ 各養成校の教員</li> </ul>
<b>11. 事例の検討等に関する演習（3時間）</b>			
ホームヘルプサービスの共通理解 （3時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームヘルプサービスにおける援助方法と実際について共通の理解を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護の目的、機能と基本原則</li> <li>・ 一現任のサービス提供責任者等を囲んで、事例検討や実践的内容のグループ討議を行う。</li> <li>・ 事例検討、記録の付け方、上司への報告・相談の行い方等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士</li> <li>・ サービス提供責任者</li> <li>・ 介護支援専門員</li> <li>・ 主任級障害者ホームヘルパー</li> <li>・ 主任級訪問介護員</li> <li>・ 各養成校の教員</li> </ul>
<b>III 実習 8時間 ※講義・演習（実技講習）科目がすべて終了した後、実習オリエンテーションを実施の上、実習を行うこと。実習終了後には、必ず実習報告会を行い、実習について適切な指導を行うこと。</b>			
<b>12. 生活介護を行う事業所等のサービス提供現場等の見学（8時間）</b>			
ホームヘルプサービス同行訪問 （4時間×1日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームヘルプサービスと他サービスとの連携のあり方等、在宅障害者等への総合的支援のあり方について学習する。 ※ 最低1件以上のケース訪問を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームヘルプサービス同行訪問見学による体験学習</li> </ul>	
生活介護を行う事業所等見学 （4時間×1日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護サービスの提供現場見学を通して、その役割・機能を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護を行う事業所等の見学</li> </ul>	

**【重度訪問介護従業者養成研修基礎課程】**

講義 12時間 = 5時間 + 7時間  
 実習

科目名	目的	内容	講師要件等
<b>I 講義 5時間</b>			
<b>1. 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義（2時間）</b>			
重度訪問介護の制度とサービス（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度訪問介護の制度とサービス、その役割や位置付けについて理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者福祉の背景と動向</li> <li>障害者自立支援法の概要</li> <li>重度訪問介護の制度とサービス 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士</li> <li>サービス提供責任者</li> <li>障害者（児）相談支援業務に従事する者</li> <li>障害者福祉行政担当者</li> <li>重度訪問介護（日常生活支援）従業者</li> <li>各養成校の教員</li> </ul>
重度訪問介護利用者の理解（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度訪問介護利用者及びその地域生活の支援について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度訪問介護利用者の障害・疾病</li> <li>重度訪問介護利用者の心理</li> <li>重度訪問介護利用者の地域生活・社会参加</li> <li>重度訪問介護従事者の職業倫理 等</li> </ul>	
<b>2. 基礎的な介護に関する講義（1時間）</b>			
介護概論（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な介護技術について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護の目的、機能と基本原則</li> <li>介護ニーズと基本的対応</li> <li>在宅介護の特徴とすすめ方</li> <li>福祉用具の基礎知識と活用</li> <li>介護者の健康管理 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士</li> <li>サービス提供責任者</li> <li>重度訪問介護（日常生活支援）従業者</li> <li>保健師又は看護師</li> <li>障害者（児）施設の主任級介護職員</li> </ul>
<b>3. 人権に関する講義（2時間）</b>			
人権に関する理解と認識（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての人にかかわる人権と障害者の人権を正しく理解し、認識を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同和問題、障害者・高齢者・女性・子ども・外国人・感染症患者、難病患者等、様々な人権問題について</li> <li>権利擁護、苦情解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士</li> <li>人権啓発を行う団体職員</li> <li>人権啓発行政担当者</li> <li>各養成校の教員</li> </ul>
<b>II 実習 7時間</b> ※講義科目がすべて終了した後、実習オリエンテーションを実施の上、実習を行うこと。 実習終了後には、必ず実習報告会を行い、実習について適切な指導を行うこと。			
<b>1. 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習（5時間）</b>			
基礎介護実習（5時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な介護技術を習得する。</li> <li>重度肢体不自由者とのコミュニケーションを体験する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事の介護                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※姿勢による食物の喉の通り方を体験するため弁当等を用いて実際に食事介護する等、可能な限り実践的な講習とする</li> </ul> </li> <li>排泄、尿失禁の介護</li> <li>体位・姿勢変換の介護（座位保持、褥瘡への対応含む）</li> <li>身体の清潔（清拭、洗髪、口腔ケア等）の介護</li> <li>緊急時対応法（骨折、やけど、てんかん発作、化学物質による中毒等）</li> <li>重度肢体不自由者とのコミュニケーション 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 5時間のうち一部（2.5時間を超えない範囲で）を基礎的な介護技術についての演習に代えることができる。</li> </ul>
<b>2. 外出時の介護技術に関する実習（2時間）</b>			
外出介護実習（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出時の付き添い方法等を体験する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>床及びベッドと車いす間の移乗</li> <li>車いすの取り扱い方</li> <li>平地及び階段における移動</li> <li>エレベーター、エスカレーターの利用</li> <li>乗り物を利用する場合の注意</li> <li>歩行移動介助方法の留意点 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 原則として、屋外への外出を体験すること。</li> </ul>

**【重度訪問介護従業者養成研修追加課程】**

講義 10時間 = 7時間 + 3時間 実習

教科名	目的	内容	講師要件等
<b>I 講義 7時間</b>			
<b>1. 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義（4時間）</b>			
医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援（4時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務において直面する頻度の高い障害・疾病について理解するとともに、介護職としての支援の方法を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>肢体不自由者（児）の原因疾患及び症状の理解</li> <li>医療・看護との連携の必要性</li> <li>非医療行為の範囲</li> <li>医療機器、医療用具の使用目的や使用上の留意点</li> <li>在宅介護におけるリハビリテーションの視点</li> <li>感染症の理解と予防</li> <li>ターミナルケアの考え方 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師</li> <li>保健師又は看護師</li> <li>理学療法士</li> <li>作業療法士</li> <li>各養成校の教員</li> </ul>
<b>2. コミュニケーションの技術に関する講義（2時間）</b>			
コミュニケーション技術（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度肢体不自由障害についての理解を深め、コミュニケーションの方法を習得する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度肢体不自由者とのコミュニケーションの方法</li> <li>一言語コミュニケーションと非言語語入にケーション 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士</li> <li>サービス提供責任者</li> <li>障害者（児）相談支援業務に従事する者</li> <li>重度訪問介護（日常生活支援）従業者</li> <li>保健師又は看護師</li> <li>各養成校の教員</li> </ul>
<b>3. 緊急時の対応及び危険防止に関する講義（1時間）</b>			
緊急時の対応及び危険防止（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険防止のための留意点</li> <li>緊急時、事故時の対応</li> <li>安全な食事介助</li> <li>介護者自身の体の保護 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士</li> <li>サービス提供責任者</li> <li>各養成校の教員</li> <li>重度訪問介護（日常生活支援）従業者</li> <li>保健師又は看護師</li> <li>理学療法士</li> <li>作業療法士</li> <li>救命救急士（事故時等の対応に限る。）</li> </ul>
<b>II 実習 3時間</b> ※講義科目がすべて終了した後、実習オリエンテーションを実施の上、実習を行うこと。 実習終了後には、必ず実習報告会を行い、実習について適切な指導を行うこと。			
<b>1. 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（3時間）</b>			
重度肢体不自由者の介護サービス提供現場実習（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度肢体不自由者の介護を体験する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事、衣服着脱、排泄等の介護 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 在宅等で生活する障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を1か所以上含む。</li> </ul>

**【重度訪問介護従業者養成研修統合課程】**

講義 演習 実習  
20.5時間 = 11時間 + 1時間 + 8.5時間

※重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程（以下「基本研修」という。）を統合したものと行われるものとする。

※基本研修に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他の研修等については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社援発0330第43号）等に基づいて行うものとする。

教科名	目的	内容	講師要件等
<b>I 講義 11時間</b>			
<b>1. 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義（2時間）</b> ※基本研修に相当する研修課程			
重度訪問介護の制度とサービス（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度訪問介護の制度とサービス、その役割や位置付けについて理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者福祉の背景と動向</li> <li>障害者自立支援法の概要</li> <li>重度訪問介護の制度とサービス 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士</li> <li>サービス提供責任者</li> <li>障害者（児）相談支援業務に従事する者</li> </ul>
重度訪問介護利用者の理解（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度訪問介護利用者及びその地域生活の支援について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度訪問介護利用者の障害・疾病</li> <li>重度訪問介護利用者の心理</li> <li>重度訪問介護利用者の地域生活・社会参加</li> <li>重度訪問介護従事者の職業倫理 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者福祉行政担当者</li> <li>重度訪問介護（日常生活支援）従業者</li> <li>各養成校の教員</li> </ul>
<b>2. 基礎的な介護技術に関する講義（1時間）</b>			
介護概論（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な介護技術について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護の目的、機能と基本原則</li> <li>介護ニーズと基本的対応</li> <li>在宅介護の特徴とすすめ方</li> <li>福祉用具の基礎知識と活用</li> <li>介護者の健康管理 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士</li> <li>サービス提供責任者</li> <li>重度訪問介護（日常生活支援）従業者</li> <li>保健師又は看護師</li> <li>障害者（児）施設の主任級介護職員</li> </ul>
<b>3. コミュニケーションの技術に関する講義（2時間）</b>			
コミュニケーション技術（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度肢体不自由障害についての理解を深め、コミュニケーションの方法を習得する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度肢体不自由者とのコミュニケーションの方法</li> <li>一言語コミュニケーションと非言語語悟入にケーション 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士</li> <li>サービス提供責任者</li> <li>障害者（児）相談支援業務に従事する者</li> <li>重度訪問介護（日常生活支援）従業者</li> <li>保健師又は看護師</li> <li>各養成校の教員</li> </ul>
<b>4. 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①（3時間）</b> ※基本研修に相当する研修課程			
喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止①（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害及び支援と緊急時の対応及び危険防止について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼吸について</li> <li>呼吸異常時の症状、緊急時対応</li> <li>人工呼吸器について</li> <li>人口呼吸器に係る緊急時対応</li> <li>喀痰吸引概説</li> <li>口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引</li> <li>喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応</li> <li>喀痰吸引の手順、留意点 等</li> </ul>	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業を修了した、医師、保健師、助産師、看護師
<b>5. 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②（3時間）</b> ※基本研修に相当する研修課程			
経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止②（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>経管栄養を必要とする重度障害者の障害及び支援と緊急時の対応及び危険防止について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康状態の把握</li> <li>食と排泄（消化）について</li> <li>経管栄養概説</li> <li>胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養</li> <li>経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応</li> <li>経管栄養の手順、留意点 等</li> </ul>	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業を修了した、医師、保健師、助産師、看護師
<b>II 演習 1時間</b>			
<b>1. 喀痰吸引等に関する演習（1時間）</b> ※基本研修に相当する研修課程			
喀痰吸引等演習（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>喀痰吸引及び経管栄養の方法を習得する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>喀痰吸引（口腔内）</li> <li>喀痰吸引（鼻腔内）</li> <li>喀痰吸引（気管カニューレ内部）</li> <li>経管栄養（胃ろう・腸ろう）</li> <li>経管栄養（経鼻）</li> </ul>	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業を修了した、医師、保健師、助産師、看護師

Ⅲ 実習 8. 5時間 ※講義科目がすべて終了した後、実習オリエンテーションを実施の上、実習を行うこと。 実習終了後は、必ず実習報告会を行い、実習について適切な指導を行うこと。			
<b>1. 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習（3時間）</b>			
基礎介護実習 （3時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な介護技術を習得する。</li> <li>重度肢体不自由者とのコミュニケーションを体験する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事の介護 ※姿勢による食物の喉の通り方を体験するため弁当等を用いて実際に食事介護する等、可能な限り実践的な講習とする</li> <li>排泄、尿失禁の介護</li> <li>体位・姿勢変換の介護（座位保持、褥瘡への対応含む）</li> <li>身体の清潔（清拭、洗髪、口腔ケア等）の介護</li> <li>緊急時対応法（骨折、やけど、てんかん発作、化学物質による中毒等）</li> <li>重度肢体不自由者とのコミュニケーション 等</li> </ul>	
<b>2. 外出時の介護技術に関する実習（2時間）</b>			
外出介護実習 （2時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出時の付き添い方法を体験する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>床及びベッドと車いす間の移乗</li> <li>車いすの取り扱い方</li> <li>平地及び階段における移動</li> <li>エレベーター、エスカレーターの利用</li> <li>乗り物を利用する場合の注意</li> <li>歩行移動介助方法の留意点 等</li> </ul>	* 原則として、屋外への外出を体験すること。
<b>3. 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（3. 5時間）</b>			
重度肢体不自由者の介護サービス提供現場実習 （3. 5時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度肢体不自由者の介護を体験する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事、衣服着脱、排泄等の介護 等</li> </ul>	* 在宅等で生活する障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を1か所以上含む。

【全身性障害者移動支援従業者養成研修課程】

講義 演習  
16時間 = 12時間 + 4時間

科目名	目的	内容	講師要件等
<b>I 講義 12時間</b>			
<b>1 障害福祉に係る制度及びサービスに関する講義（4時間）</b>			
障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）	・障害者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。	・障害者（児）福祉の背景と動向 ・障害者（児）福祉の制度とサービス	・社会福祉士 ・障害者福祉行政担当者 ・障害者（児）の相談支援業務に従事する者 ・障害者（児）施設長・生活支援員・児童指導員 ・各養成校の教員
ガイドヘルパーの制度と業務（1時間）	・ガイドヘルパーの制度と業務を理解する。	・移動支援事業の理解 ・ガイドヘルパーの制度 ・ガイドヘルパーの業務	・障害者福祉行政担当者 ・ガイドヘルパー ・各養成校の教員
ガイドヘルパーの職業倫理（1時間）	・移動支援に従事する際の職業倫理について理解する。	・福祉業務従事者としての倫理 ・移動支援においてとるべき基本的態度	・社会福祉士 ・介護福祉士 ・ガイドヘルパー ・各養成校の教員
<b>2 全身性障害者の疾病、障害等に関する講義（2時間）</b>			
重度肢体不自由者（児）における障害の理解（1時間）	・業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的・実践的に理解するとともに、介助に必要な状態像を把握する。	・肢体不自由者（児）の原因疾患（脳性まひ、脳血管障害、頸椎損傷など）及び症状の理解 ・肢体不自由者（児）の社会参加 ・移動支援の際の留意点	・医師 ・保健師及び看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・各養成校の教員
介助に係る車いす及び補装具等の理解（1時間）	・移動支援に必要な車いすや装具等について知識を深め、それらの機能を把握する。	・車いすの構造と機能 ・電動車いすの構造と機能 ・重度肢体不自由者用車いすの構造と機能 ・装具や自助具等の機能	・理学療法士 ・作業療法士 ・義歯装具士 ・各養成校の教員
<b>3 基礎的な移動支援に係る技術に関する講義（3時間）</b>			
姿勢保持について（1時間）	・良好な姿勢保持の必要性を理解するとともに、その方法を習得する。	・良好な姿勢の必要性 ・良好な姿勢保持の方法 ・姿勢保持の留意点	・ガイドヘルパー ・理学療法士 ・作業療法士 ・各養成校の教員
コミュニケーションについて（1時間）	・言語障害についての理解を深め、言語障害のある人への接し方を習得する。	・言語障害の種類と特徴 ・言語障害のある人への接し方	・医師 ・言語聴覚士 ・各養成校の教員
事故防止に関する心がけと対策（1時間）	・事故防止のための方法や事故が起きた時の対応方法を習得する。	・事故防止のための移動の留意点 ・事故時の対応 ・安全な食事介助 ・介助者自身のからだの保護	・ガイドヘルパー ・保健師 ・救急救命士（事故時の対応に限る） ・各養成校の教員
<b>4 障害者の心理に関する講義（1時間）</b>			
障害者（児）の心理（1時間）	・障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	・障害者の心理と人間関係 ・肢体不自由者の心理的特徴	・心理判定員 ・臨床心理士 ・各養成校の教員
<b>5 人権に関する講義（2時間）</b>			
人権に関する理解と認識（2時間）	・すべての人にかかわる人権と障害者の人権を正しく理解し、認識を深める。	・障害者の人権、高齢者の人権、女性の人権、子どもの人権、同和問題、外国人の人権、感染症・難病患者の人権、その他様々な人権問題について ・権利擁護、苦情解決	・弁護士 ・人権啓発を行う団体職員 ・人権啓発行政担当者 ・各養成校の教員
<b>II 演習 4時間</b>			
<b>1 車いすでの移動支援に係る技術に関する演習（4時間）</b>			
<b>生活行為の介助（1時間）</b>			
生活行為の介助（1時間）	・外出時に排せつ、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法を習得する。	・食事の介助方法 ・衣服着脱の介助方法 ・排せつの介助方法	・ガイドヘルパー ・訪問指導に従事する保健師 ・訪問看護に従事する訪問看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・各養成校の教員
<b>移動支援の方法（3時間）</b>			
抱きかかえ方及び移乗の方法（1時間）	・車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を習得する。	・床と車いす間の移乗 ・ベッドと車いす間の移乗 ・2人の介助者で行う場合	・ガイドヘルパー ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護福祉士 ・高齢者又は障害者（児）施設の主任級介護職員又は看護職員 ・各養成校の教員
車いすの移動介助（2時間）	・車いすでの移動を介助する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法などを習得する。	・車いすの取り扱い方 ・車いす移動支援における注意（雨の日） ・平地での移動 ・階段における移動 ・エレベーター、エスカレーターの利用 ・乗り物を利用する場合の注意 ・歩行移動介助方法の留意点	

【知的障害者移動支援従業者養成研修課程】

19時間 = 13時間 + 6時間

講義

演習

科目名	目的	内容	講師要件等
<b>I 講義 13時間</b>			
<b>1 障害福祉に係る制度及びサービスに関する講義（4時間）</b>			
障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）	・障害者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。	・障害者（児）福祉の背景と動向 ・障害者（児）福祉の制度とサービス	・社会福祉士 ・障害者福祉行政担当者 ・障害者（児）の相談支援業務に従事する者 ・障害者（児）施設長・生活支援員・児童指導員 ・各養成校の教員
ガイドヘルパーの制度と業務（1時間）	・ガイドヘルパーの制度と業務を理解する。	・移動支援事業の理解 ・ガイドヘルパーの制度 ・ガイドヘルパーの業務	・障害者福祉行政担当者 ・ガイドヘルパー ・各養成校の教員
ガイドヘルパーの職業倫理（1時間）	・移動支援に従事する際の職業倫理について理解する。	・福祉業務従事者としての倫理 ・移動支援においてとるべき基本的態度	・社会福祉士 ・介護福祉士 ・ガイドヘルパー ・各養成校の教員
<b>2 知的障害者の疾病、障害等に関する講義（4時間）</b>			
障害・疾病の理解（4時間）	・業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的に理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。	・知的障害についての理解 ・自閉症等の状態像についての理解 ・てんかん、行動障害についての理解 ・移動介護の際の留意点	・医師 ・障害者（児）の訪問指導に従事する保健師 ・障害者（児）施設の主任級介護職員・看護職員・生活支援員又は児童指導員（知的障害者（児）施設に従事するものに限る。） ・サービス提供責任者 ・各養成校の教員
<b>3 基礎的な移動支援に係る技術に関する講義（2時間）</b>			
移動介助の基礎知識（2時間）	・移動介助の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。	・本人の意思確認等 ・行動障害への対応 ・知的障害者への接し方 ・知的障害者の社会参加	・障害者（児）施設の主任級介護職員及び看護職員（知的障害者（児）施設に従事するものに限る。） ・サービス提供責任者 ・介護福祉士 ・各養成校の教員
<b>4 障害者の心理に関する講義（1時間）</b>			
障害者の心理（1時間）	・障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	・障害者の心理と人間関係 ・知的障害者の心理的特徴	・心理判定員 ・臨床心理士 ・各養成校の教員
<b>5 人権に関する講義（2時間）</b>			
人権に関する理解と認識（2時間）	・すべての人にかかわる人権と障害者の人権を正しく理解し、認識を深める。	・障害者の人権、高齢者の人権、女性の人権、子どもの人権、同和問題、外国人の人権、感染症・難病患者の人権、その他様々な人権問題について ・権利擁護、苦情解決	・弁護士 ・人権啓発を行う団体職員 ・人権啓発行政担当者 ・各養成校の教員
<b>II 実習 6時間</b>			
<b>1 移動支援に係る技術に関する実習（6時間）</b>			
移動介助の基本技術（1時間）	・疑似体験をしつつ、基本的な移動介助の技術を習得する。	・基本姿勢 ・危険な移動介助 ・移動支援中一時的に移動支援従業者と知的障害者が離れる場合	・障害者（児）施設の主任級介護職員・看護職員・生活支援員又は児童指導員（知的障害者（児）施設に従事するものに限る。） ・サービス提供責任者 ・各養成校の教員
屋内の移動介助（1時間）	・疑似体験をしつつ、屋内での移動介助方法を習得する。	・トイレの利用 ・テーブルオリエンテーション	
屋外の移動介助（3時間）	・疑似体験をしつつ、屋外での移動介助方法を習得する。	・屋外歩行の心がけ ・駅の改札 ・電車に乗る方法、電車から降りる方法 ・バスに乗る方法、バスから降りる方法	
応用技能（1時間）	・応用技能を習得するとともに、ガイドヘルパーとしての全体像を把握する。	・混雑した場所での移動介助	

※演習については、実際の交通機関を利用して演習を行うこと。

【精神障害者ホームヘルパー養成特別研修課程】

9時間 = 講義 6時間 + 実習 3時間

科目名	目的	内容	講師要件等
<b>I 講義 9時間</b>			
<b>1 精神障害者に関する行政施策に関する講義（1時間）</b>			
精神障害者に対する施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の在宅生活援助に役立つ制度及びサービスを中心にその種類、内容及び役割等について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の精神保健福祉の動向</li> <li>精神保健福祉施策の制度とサービスの種類、内容及び役割</li> <li>障害年金、生活保護その他精神障害者に関する制度及び施策</li> <li>精神障害者の人権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉士 等</li> </ul>
<b>2 精神障害者に関する基礎知識に関する講義（2時間）</b>			
機能障害及び能力障害・社会的不利の概念	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルパーがその業務において直面するレベルを中心とした精神障害者の障害特性について理解を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害の症状と障害特性</li> <li>薬物治療の重要性</li> <li>精神障害による日常生活の制限</li> <li>統合失調症の陽性症状・陰性症状の理解</li> <li>ストレスと再発との関連</li> <li>躁うつ病、薬物・アルコール依存、てんかん、器質性精神障害等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科医師</li> </ul>
統合失調症の慢性状態について	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務において直面する頻度の高い統合失調症について理解を深める。</li> </ul>		
その他の疾患について	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合失調症以外の精神疾患について理解を深める。</li> </ul>		
<b>3 精神障害者に対するサービスに関する講義（3時間）</b>			
精神障害者へのホームヘルプサービスの意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者へのホームヘルプサービスの目的及び内容についての理解を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルプの目的、サービスの内容及びサービスによる自立支援方策</li> <li>ホームヘルパーとケアマネジメントの関係</li> <li>精神障害者による日常生活能力の障害に対応するための次の援助の方法等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>食事の準備</li> <li>身体の清潔の援助</li> <li>住居等の掃除・整理整頓</li> <li>買物の同行・助言</li> <li>通院等の援助、定期的な服薬の助言</li> <li>心配事の相談、話相手、隣近所との付き合いの相談及び関係づくり</li> <li>その他サービス提供の方法及び配慮すべき点</li> <li>相手を尊重した関わり</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉士</li> <li>保健師</li> <li>作業療法士</li> <li>臨床心理士</li> <li>その他、これらに準ずる者</li> </ul>
サービス提供上の要点について	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者へのサービスの提供の方法及び配慮すべき点を学習する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者による日常生活能力の障害に対応するための次の援助の方法等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>食事の準備</li> <li>身体の清潔の援助</li> <li>住居等の掃除・整理整頓</li> <li>買物の同行・助言</li> <li>通院等の援助、定期的な服薬の助言</li> <li>心配事の相談、話相手、隣近所との付き合いの相談及び関係づくり</li> <li>その他サービス提供の方法及び配慮すべき点</li> <li>相手を尊重した関わり</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉士</li> <li>保健師</li> <li>作業療法士</li> <li>臨床心理士</li> <li>その他、これらに準ずる者</li> </ul>
コミュニケーション上の要点について	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルプサービスの前提となるコミュニケーションの方法及びプライバシー保護の重要性を学習する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルプサービスの前提となるコミュニケーションの方法及びプライバシー保護の重要性を学習する。</li> <li>関係づくり・相談を受ける際のポイントの理解</li> <li>プライバシーへの配慮の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉士</li> <li>保健師</li> <li>作業療法士</li> <li>臨床心理士</li> <li>その他、これらに準ずる者</li> </ul>
家族への支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の家族に対する理解を深め、援助の目的と機能を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族のストレス</li> <li>家族に対するアセスメントの方法</li> <li>家族とのコミュニケーションと援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉士</li> <li>保健師</li> <li>作業療法士</li> <li>臨床心理士</li> <li>その他、これらに準ずる者</li> </ul>
継続的なサービス提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルパー自身がより良い状態で継続的にサービスを提供できるように、関係職種との連携や利用者との適切な接し方を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族のストレス</li> <li>家族に対するアセスメントの方法</li> <li>家族とのコミュニケーションと援助</li> <li>保健師等関係職種との連携</li> <li>利用者との適切な接し方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉士</li> <li>保健師</li> <li>作業療法士</li> <li>臨床心理士</li> <li>その他、これらに準ずる者</li> </ul>
困難に遭遇したときの対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害に対する理解を深め、ホームヘルプを実施する上で困難に遭遇したときの対応を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>症状に変化があったときの保健師、精神保健福祉士等及び主治医等との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉士</li> <li>保健師</li> <li>作業療法士</li> <li>臨床心理士</li> <li>その他、これらに準ずる者</li> </ul>
<p><b>II 実習 3時間 ※講義科目がすべて終了した後、実習オリエンテーションを実施の上、実習を行うこと。</b>  <b>実習終了後には、必ず実習報告会を行い、実習について適切な指導を行うこと。</b></p>			
<b>1 コミュニケーション実習（3時間）</b>			
コミュニケーション実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者との交流を行うことにより、精神障害者への援助の視点を広げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者とのコミュニケーションによる体験的理解</li> </ul>	

【同行援護従業者養成研修 一般課程】		28時間 = 8.5時間 + 3.5時間 + 1.6時間	講義・演習 演習
科目名	目的	内容	講師要件等
<b>I 講義 8.5時間</b>			
外出保障 (1時間)	・視覚障害者(児)の外出について考えるときともに、生活を支える視点や視覚障害者(児)の外出保障を担うことを理解する。	・外出保障とは ・外出保障の歴史 ・外出保障の現状	・社会福祉士 ・障害者福祉行政担当者 ・障害者(児)の相談支援業務に従事する者 ・障害者(児)施設長・生活支援員・児童指導員 ・各養成校の教員 ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者(同行援護従業者)資質向上研修」修了者
視覚障害の理解と疾病① (1時間)	・視覚障害者(児)の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。	・視覚障害の理解(視覚障害による不便さ、必要な情報) ・視覚障害と疾病の理解(様々な見えかた、見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント)	・眼科医 ・保健師又は看護師 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活支援員 ・各養成校の教員 ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者(同行援護従業者)資質向上研修」修了者
視覚障害の理解と疾病② (0.5時間)			
視覚障害者(児)の心理 (1時間)	・視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。	・全盲の心理 ・ロービジョンの心理 ・視機能低下の心理 ・障害発生時期の心理 ・外出時の心理	・心理判定員 ・臨床心理士 ・各養成校の教員 ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者(同行援護従業者)資質向上研修」修了者
視覚障害者(児)の福祉の制度とサービス (1.5時間)	・障害者(児)福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。同行援護従事者が外出時に活用可能な制度、および視覚障害者(児)が利用する関係施設を理解する。	・障害者福祉の動向 ・障害者福祉に関連する法律 ・障害者総合支援法 ・視覚障害に関する施設等 ・障害者を対象としたその他の制度	・社会福祉士 ・障害者福祉行政担当者 ・障害者(児)の相談支援業務に従事する者 ・障害者(児)施設長・生活支援員・児童指導員 ・各養成校の教員 ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者(同行援護従業者)資質向上研修」修了者
同行援護の制度 (1時間)	・同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。	・同行援護以外の外出支援制度の歴史 ・同行援護制度の概要 ・他の外出支援制度との関係 ・同行援護制度の課題	・障害者福祉行政担当者 ・同行援護従業者 ・各養成学校の教員 ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者(同行援護従業者)資質向上研修」修了者
同行援護従業者の実態と職業倫理 (2.5時間)	・従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。	・同行援護従業者の業務内容 ・同行援護従業者の職業倫理 ・同行援護の実態(様々な利用者への対応等)	・障害者福祉行政担当者 ・同行援護従業者 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活支援員 ・各養成校の教員 ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者(同行援護従業者)資質向上研修」修了者
<b>II 講義・演習 3.5時間</b>			
情報提供 (2時間)	・情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。	・情報提供とは ・情報提供の内容 ・場面別情報提供の実態 ・情報提供時の配慮 ・演習(3課程度)	・同行援護従業者 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活支援員 ・各養成校の教員 ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者(同行援護従業者)資質向上研修」修了者
代筆・代読① (1時間)	・代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。	・代読(業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点) ・代筆(業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの) ・代読・代筆の具体的な方法 ・演習(代読1題・代筆1題)	
代筆・代読② (0.5時間)			
<b>III 演習 1.6時間</b>			
誘導の基本技術① (4時間)	・誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。	・基本姿勢・歩く(誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やっではないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換) ・狭いところの通過、ドアの通過 ・椅子への誘導・階段(スロープ、溝などをまたぐ、段差) ・共有(トイシ、食事) ・街歩き(歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段) ・場違い(病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭)	・同行援護従業者 ・歩行指導員 ・視覚障害者生活支援員 ・各養成校の教員 ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者(同行援護従業者)資質向上研修」修了者
誘導の基本技術② (3時間)			
誘導の応用技術 (場面別・街歩き)① (4時間)	・様々な場面での具体的な誘導方法を取得する。実際の街歩きより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。		
誘導の応用技術 (場面別・街歩き)② (1時間)			
交通機関の利用 (4時間)	・交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。	・電車の乗降 ・バスの乗降 ・車の乗降 ・船・飛行機の乗降	

【同行援護従業者養成研修 応用課程】		講義 6時間 = 6時間	
科目名	目的	内容	講師要件等
<b>I 職種 6時間</b>			
サービス提供責任者の業務 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の体制</li> <li>事業所の役割</li> <li>サービス提供責任者の役割</li> <li>サービス提供責任者の業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者福祉行政担当者</li> <li>同行援護従事者</li> <li>各養成校の教員</li> <li>社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者</li> </ul>
様々な利用者への対応 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化、障害の重度化・重複化の現状</li> <li>高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>眼科医</li> <li>保健師又は看護師</li> <li>歩行支援員</li> <li>視覚障害者生活支援員</li> <li>各養成校の教員</li> <li>社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者</li> </ul>
個別支援計画と他機関との連携 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別支援計画の策定</li> <li>関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理判定員</li> <li>臨床心理士</li> <li>各養成校の教員</li> <li>社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者</li> </ul>
業務上のリスクマネジメント (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従事者の派遣にあたり発生可能性がある事故や発生時の管理体制等について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所のリスクマネジメント</li> <li>同行援護従業者のリスクマネジメント</li> <li>事故発生時の管理体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者福祉行政担当者</li> <li>同行援護従事者</li> <li>各養成校の教員</li> <li>社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者</li> </ul>
従業者研修の実施 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業者研修の目的</li> <li>従業者研修の内容</li> <li>従業者の質の向上のための工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同行援護従事者</li> <li>歩行指導員</li> <li>視覚障害者生活支援員</li> <li>各養成校の教員</li> <li>社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者</li> </ul>
同行援護の実務上の留意点 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同行援護の制度上の留意点</li> <li>同行援護の実務上の留意点</li> <li>介護保険制度との関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同行援護従事者</li> <li>歩行指導員</li> <li>視覚障害者生活支援員</li> <li>各養成校の教員</li> <li>社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従業者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者</li> </ul>

講義 演習  
2.4時間 = 1.0時間 + 1.4時間

**【行動援護従業者養成研修課程】**

科目名	目的	内容	講師要件等
<b>I 講義 1.0時間</b>			
<b>1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義（1.5時間）</b>			
強度行動障害とは	・強度行動障害の基本的知識について理解する。	・本研修の対象となる行動障害 ・強度行動障害の定義 ・強度行動障害支援の歴史的な流れ ・知的障害／自閉症／精神障害とは ・行動障害と家族の生活と理解 ・危機管理・緊急時の対応	・介護福祉士 ・社会福祉士 ・保健師又は看護師 ・サービス提供責任者 ・障害者（児）の相談支援業務に従事する者 ・障害者（児）施設の主任級介護職員又は看護職員 ・各養成校の教員
強度行動障害と医療		・強度行動障害と精神科の診断 ・強度行動障害と医療的アプローチ ・福祉と医療の連携	・医師 ・保健師又は看護師 ・各養成校の教員
<b>2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義（6時間）</b>			
強度行動障害と制度	・強度行動障害についての制度や支援技術の基礎的な知識について理解する。	・自立支援給付と行動障害／他 （例：支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者養成研修）	・社会福祉士 ・障害者福祉行政担当者 ・障害者（児）の相談支援業務に従事する者 ・障害者（児）施設長・生活支援員・児童指導員 ・各養成校の教員
構造化		・構造化の考え方 ・構造化の基本と手法 ・構造化に基づく支援のアイデア	
支援の基本的な枠組みと記録		・支援の基本的な枠組み ・アセスメント票と支援の手順書の理解	
虐待防止と身体拘束		・記録方法とチームプレイで仕事をすすめる大切さ ・虐待防止と身体拘束について	
実践報告		・強度行動障害と虐待 ・児童期における支援の実態 ・成人期における支援の実態	
<b>3 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義（3時間）</b>			
強度行動障害支援の原則	・強度行動障害がある者へのチーム支援について理解する。	・チームによる支援の重要性 ・支援の6つの原則 ・地域で強度行動障害の人を支える	・介護福祉士 ・保健師又は看護師 ・サービス提供責任者 ・障害者（児）施設の主任級介護職員及び看護職員 ・各養成校の教員
<b>4 強度行動障害と生活の組立てに関する講義（0.5時間）</b>			
行動障害のある人の生活と支援の実態	・強度行動障害者の生活に関する支援を理解する。	・行動障害のある人の家族の思い ・日中活動場面における支援 ・夕方から朝にかけての支援 ・外出場面における支援	
<b>II 演習 1.4時間</b>			
<b>1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習（1時間）</b>			
情報収集とチームプレイの基本	・行動障害に関する基本的な情報収集と記録等の共有について理解する。	・情報の入手とその方法 ・記録とそのまとめ方と情報共有 ・アセスメントとは	・介護福祉士 ・保健師又は看護師 ・障害者（児）施設の主任級介護職員又は看護職員 ・行動援護従業者 ・各養成校の教員
<b>2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習（3時間）</b>			
固有のコミュニケーション	・行動障害がある者の固有のコミュニケーションについて理解する。	・様々なコミュニケーション方法 ・コミュニケーションの理解と表出 ・グループ討議／まとめ	
<b>3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習（1.5時間）</b>			
行動障害の背景にあるもの	・行動障害の背景にある特性について理解する。	・感覚・知覚の特異性と障害特性 ・行動障害を理解する冰山モデル ・グループ討議／まとめ	
<b>4 障害特性の理解とアセスメントに関する演習（3時間）</b>			
障害特性とアセスメント	・障害特性の理解とアセスメントについて理解する。	・障害特性の理解 ・障害特性に基づくアセスメント ・行動の意味を理解する	
<b>5 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習（3時間）</b>			
構造化の考え方と方法	・環境調整による強度行動障害の支援について理解する。	・強みや好みを活かす視点 ・構造化の考え方 ・構造化の方法	
<b>6 記録に基づく支援の評価に関する演習（1.5時間）</b>			
記録の収集と分析	・記録に基づく支援評価について理解する。	・行動の記録の方法 ・記録の整理と分析 ・再アセスメントと手順書の修正	
<b>7 危機対応と虐待防止に関する演習（1時間）</b>			
危機対応と虐待防止	・危機対応と虐待防止について理解する。	・危機対応の方法 ・虐待防止と身体拘束	